



ARIMASS Letter

[Association for Risk Management System Studies]

危機管理システム研究学会 2016年4月 第63号

HP <http://arimass.jp/>

巻頭言：リスクマネジメント問題としての 気候変動リスクと適応策

常任理事 多田 浩之(みずほ情報総研(株))

最近、世界的にも地球温暖化による気候変動リスクが大きな話題になっています。実際、地球温暖化に起因するとされる気候変動による災害リスクの高まりにより、世界中で自然災害の発生件数及び被災者数が増加傾向にあり、例えば、防災白書 25 年度版によれば、2007～2011 年の世界の自然災害発生件数の年平均は、1972～1976 年の年平均の約 6.2 倍となっています。

地球温暖化対策には、地球温暖化ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止める「緩和策(Mitigation)」と、既に起こりつつある、あるいは今後起こりうる温暖化の影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応策(Adaptation)」の 2 つがあります。「緩和策」は、これまで、省エネ・節電、再生可能エネルギーの効果的な利用等が政策として推進されていますが、最近、前述等の理由により、気候変動リスク対策としての「適応策」が重要な政策問題になってきています。

気候変動リスクとしては、例えば、大規模水害の発生、土砂災害の発生頻度増加、それらに起因する交通インフラの麻痺、海面上昇・高潮による浸水、海岸侵食、水質の変化、感染症の発生等が考えられますが、これは、国や地域における気象学的な特徴に加え、地理学的条件、社会・生活インフラ整備状況等によって大きく異なるため、自治体や地域ベースで「適応策」を検討することが必要になります。

実際、「適応策」の検討においては、短期的及び 20 年、50 年、80 年等といった長期的なタイムスケールで、気候変動により想定される災害等リスク事象及びそれらによる影響について定性的かつ定量的に評価(不確実さ評価を含む)し、費用対効果や実行可能性を含めた観点で「適応策」の候補を検討し、それらを順位付けすることが必要になります。欧米では、早くから、このようなアプローチにより、気

| 目 | 次 |
|--|----------------------------|
| 巻頭言：リスクマネジメント問題としての 気候変動リスクと適応策 | ■学会事務局・連絡先 |
| 1 | 5 |
| 2016 年度年次大会のお知らせ | 分科会報告 |
| 2 | 5 |
| 学会運営体制と諸手続き | 学会員の学位・論文・新刊書のご紹介 |
| 3 | 19 |
| ■学会運営体制 | 医師主導治験 START BOOK |
| 3 | 25 |
| ■諸手続き | 日本における金融業務継続計画・管理の展開 |
| 4 | 26 |
| ■会則 | 学会員の論文発表・講演等のご紹介 |
| 5 | 21 |
| | 事務局からのお知らせ |
| | 21 |

候変動に起因する災害等リスク事象とその影響を分析・評価するための手法の研究を進めてきました。

特に、英国では、2008年に、気候変動対策のための世界初の法律である「気候変動法 (Climate Change Act 2008)」を成立させ、「適応策」を政策問題として長期的に取り組んでいくために、2012年から5年毎に、全国レベルでの気候変動リスクアセスメント (UK Climate Change Risk Assessment: CCRA) を行い、CCRA で識別されたリスクに対応した「適応策」を実施し、その内容について定期的にレビューを行うための国家適応計画「National Adaptation Program」を推進しています。

英国では、この一環として、2012年に、環境・食料・農村地域省 (Department for Environment Food & Rural Affairs: DEFRA) が中心となって、世界初の、CCRA を実施するための手法に関するセクター別 (農業、森林、漁業、水、生物多様性・生態系、公衆衛生、エネルギー、交通等) の報告書 (Climate Change Risk Assessment Methodology Report) を作成し、ホームページ上で公開しました。実際、英国政府は、重要セクター別に、短期的かつ長期的なタイムスケールで気候変動リスクについて定性的にかつ定量的に評価させ、それを踏まえた具体的な「適応策」の検討とそれへの取組み (PDCA サイクルで見直す) について政府に報告させたうえで、「適応策」に関する政策について意思決定していく方針です。一方、日本政府としても、重要政策問題として平成 27 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、環境省、国土交通省等を中心として「適応策」の検討が進められています。しかし、日本では、長期的なタイムスケールで気候変動に関するリスクシナリオとそれらの影響を定性的かつ定量的に評価し、それに基づいて「適応策」の検討と優先順位付けを行い、PDCA サイクルでそれをアップデートしていくためのリスクマネジメント手法が未だ確立されていない状況です。

今後、国内外で気候変動リスクのような複雑な社会科学問題が一層増加すると考えられることから、当学会としても、気候変動リスク問題を含め、重要な社会科学政策問題の解決に向けたリスクマネジメント手法を提案していくような取組みが必要になってくるのではないのでしょうか。

以上

2016 年度 第 16 回年次大会のお知らせ

**2016 年度年次大会は、下記の日程で開催いたします。
どうぞご予定ください。**

**日程： 2016 年 6 月 26 日 (日)
会場： 専修大学 (神田キャンパス)
〒101-8425 東京都千代田区神田神保町 3-8**

**プログラム等は、次号のアリマスレターでご紹介できる予定です。
とりあえず、スケジュールだけは押さえておいてください。**

学会運営体制と諸手続き

今回のアリマスレターでは、事務局に、学会の運営体制や諸手続きの流れを解説していただきました。今後の学会活動にご活用ください。

■学会運営体制

2015 年度総会で決まった新体制および委員会等は以下の通りです。役員の任期は、平成 27 年(2015 年)6 月～平成 29 年(2017 年)5 月迄になります。

<役員構成(50音順)>

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| 会 長 | 宮林正恭(東京都市大学) |
| 副会長 | 大柳康司(専修大学) |
| | 指田朝久(東京海上日動リスクコンサルティング(株)) |
| 常任理事 | |
| 有賀 平(あいおいニッセイ同和損害保険(株)) | 井上善博(神戸学院大学) |
| 内田英二(昭和大学) | 太田三郎(千葉商科大学) |
| 多田浩之(みずほ情報総研(株)) | 辻純一郎(J&T治験塾) |
| 土屋清人(土屋清人税理士事務所) | 長井健人((株)インターリスク総研) |
| 吉川賢一(横浜市市民後見人登録バンク) | 吉田 靖(東京経済大学) |
| 山本洋信(アップライフ・システム研究所) | |
| 理事 | |
| 青淵正幸(立教大学) | 板倉貴治(トムソンネット) |
| 内田知男(エリーパワー株式会社) | 大羽宏一(前・尚絅大学) |
| 小椋康宏(東洋大学) | 小島修矢(クエスト・コンサルティング・ロンドン) |
| 後藤和廣(早稲田大学大学院) | 寺本研一(東京医科歯科大学) |
| 樋口晴彦(警察大学校) | 平田 潤(桜美林大学) |
| 村山武彦(東京工業大学) | 渡辺研司(名古屋工業大学) |
| 顧問 | |
| 上野治男(パナソニック(株)顧問) | 土肥孝治(土肥法律事務所) |
| 長濱昭夫(桜美林大学) | 藤江俊彦(千葉商科大学) |
| 村上處直(防災都市計画研究所) | |
| 監事 | |
| 齋藤淳(LEC 会計大学院) | 千葉啓司(千葉商科大学) |
| 幹事 | |
| 島田公一(YMK リサーチ インスティテュート) | 下村正人((株)リムライン) |
| 辻村宏和(中部大学) | 鳥飼重和(鳥飼経営法律事務所) |
| 宮川 宏(富士大学) | 宮崎昌和(トーマツ) |

委員会

| 委員会 | 委員長 |
|------------------|--------------------|
| 論文審査委員会(研究年報委員会) | 太田三郎(千葉商科大学) |
| 学術委員会 | 内田英二(昭和大学) |
| 広報編集委員会 | 長井健人((株)インターリスク総研) |

分科会

| 分科会 | 主査 |
|----------------------|----------------------------|
| リスクマネジメントシステム研究分科会 | 指田朝久(東京海上日動リスクコンサルティング(株)) |
| メディカルリスクマネジメント分科会 | 吉川賢一(横浜市市民後見人登録バンク) |
| リスク事例サロン分科会 | 有賀 平(あいおいニッセイ同和損害保険(株)) |
| 企業活性化研究分科会 | 山本洋信(アップライフ・システム研究所) |
| 価値ベース・リスクマネジメント研究分科会 | 土屋清人(土屋清人税理士事務所) |
| 科学技術リスク研究分科会 | 多田浩之(みずほ情報総研(株)) |
| 社会性とリスクマネジメント研究分科会 | 井上善博(神戸学院大学) |
| リスクマネジメント大学教育分科会 | 宮林正恭(東京都市大学) |
| 震災とリスク管理研究分科会 | 吉田 靖(東京経済大学) |

■諸手続き

①入会時の手続き

入会ご希望の方は、入会申込書に所要事項をご記入の上、会員2名の推薦(署名・捺印)を添えて事務局へご提出ください。理事会の承認を得た場合にのみ入会ができます。入会申込書は、危機管理システム研究学会ホームページ(URL:<http://arimass.jp/nyukai.htm>)からダウンロードしてください。

会員の種類

| 種類 | 対象 | 年会費 |
|------|--|---------------------------|
| 正会員 | リスクマネジメントシステム・危機管理システムに関連する業務・研究に従事し、またはそれに関心を有する者 | 年度毎に 6,000円 |
| 学生会員 | リスクマネジメントシステム・危機管理システムに関連する研究に従事し、またはそれに関心を有する学生 | 年度毎に 3,000円 |
| 賛助会員 | リスクマネジメントシステム・危機管理システムに関心を有し、当学会の目的に賛同され、ご支援いただける個人または団体 | 年度毎に 50,000円 (1口)以上 |

②休会される場合

休会される場合には、その旨を事務局までご連絡ください。

③退会時の手続き

残念ながら退会される場合は、書面にて「退会届(書式自由)」を事務局までご連絡ください。

④住所、連絡先の変更があった場合

住所や連絡先電話、所属、所属先住所の変更などがあった場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

⑤会費納入の手続き(滞納時の対応を含む)

事務局より、年会費の請求書(過年度未納分がある場合にはその年分を含めて)と払込取扱票を同封して、お送りします。記載された期日までに、お振込み下さい。

該当期間は、毎年4月1日～翌年3月31日になります。過年度に未納分があった場合には、過年度分から順に充当いたします。ご不明な点は、事務局宛にメールにて、お問い合わせください。

⑥分科会への参加希望

分科会ホームページ、アリマスレターの末ページにある分科会一覧から、各分科会主査へご連絡ください。

■会則

会則は、学会ホームページ(<http://arimass.jp/index.htm>)に掲載されています。ご参照下さい。

■学会事務局・連絡先

危機管理システム研究学会 事務局

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1

専修大学 1号館 1305 研究室(大柳康司研究室)

T E L: 044(911)0535

E-mail: office@arimass.jp

URL: <http://arimass.jp/>

(不在の場合がありますので、ご連絡は E-mail にてお願いいたします)

(以上)

分科会報告

【RMS(リスクマネジメントシステム)研究分科会】

主査: 指田朝久(東京海上日動リスクコンサルティング)

リスクマネジメントシステム研究分科会の2つのワーキンググループの活動状況をご紹介します。

(1)「リスクマネジメント事例研究 WG」は、毎回講師の先生をお呼びし様々な分野の事例を研究しています。開催場所は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社で行ってまいりましたが、事務所移転の関係で次回からインターリスク総研(御茶ノ水)にて開催いたします。今回は4月22日金曜日にテーマ:「自動運転実現における社会的影響」と題しまして、講師に元尚絅大学学長、大分大学経済学部名誉教授 大羽宏一様をお迎えして研究会を開催いたします。

(2)「ISO22301 研究 WG」は ISO22301 の定めた各項目について詳細に研究しています。開催場所はインターリスク総研です。この研究 WG では ISO22301 の規格の各項目について詳細に検討をしています。2月8日月曜日に開催された前回の研究会では、「訓練」のところを中心に議論しました。単に文章を作るのではなく、人事異動を踏まえて実践力を維持強化するためには、様々な訓練を繰り返し行うことが必要であると指摘されました。また欧米と比較して日本では、教育訓練演習とひとくりにされる傾向がありますが、欧米ではラーニング、レクチャー、トレーニング、ドリル、エクササイズなど用

語定義がしっかりされていて、その分人材育成について体系化されているのではないかとの意見がありました。

次回は 4 月 11 日月曜日 18 時 30 分から開催いたします。次回で規格の PDCA の要求項目をすべてひとつひとつ議論を終了することになる予定で、できれば 6 月の大会で全体の研究結果を発表したいと考えております。

以上

【リスク事例サロン分科会】

主査 有賀 平(あいおいニッセイ同和損害保険)

「リスク事例サロン分科会」はマスコミ等で取り上げられた事件や危機事例を題材に、会員間で自由に危機管理・リスクマネジメントの観点から情報交換や意見交流を行うことを目的としています。

本分科会は開催の都度参加者を募り、サロンと言う名前のおとり、飲食しながらテーマに関連して自由に意見交換を行う会費制の分科会です。

今回は、第 77 回と第 78 回の報告をいたします。

第 77 回(2015 年 11 月 11 日(水)午後 6:30~8:30、於 東洋経済新報社 9 階会議室)

1. **参加者:** 内田、龍崎、井上、一家、大西、吉川、俵積田、長井、後藤、
小島、有賀(11 名) ※敬称略

2. **テーマ:** 治験に係るホットな話題 -治験者保護と医法研ガイドライン問題を中心に

3. **報告者:** 辻 純一郎 氏(J&T 治験塾)

4. 報告内容骨子

臨床研究の被験者に対する補償制度が義務化されるなか、医法研から新しいガイドラインが公表された。しかし、医法研の新しいガイドラインには様々な問題が内在されている。

これまでのガイドラインの変遷を振り返りながら、治験・臨床研究の被験者の保護について現状での問題点を指摘し、解決への道を提起した。

第 78 回(2016 年 3 月 9 日(水)午後 6:30~8:30、於 東洋経済新報社 9 階会議室)

1. **参加者:** 龍崎、坪内、内田、山田、森、清藤、長井、有賀(8 名) ※敬称略

2. **テーマ:** 家事調停とリスクマネジメント

3. **報告者:** 北澤 一保 氏(元 株式会社インターリスク総研)

4. 報告内容骨子

家庭内の紛争を裁判所において理性的に解決に導く制度の一つとして家事調停制度がある。

調停とは、紛争を裁判官の決定(判決)によるのではなく、当事者の合意によって解決をめざすものであり、調停委員会が合意形成のプロセスを主宰・支援する。

今回は、この調停制度をリスクマネジメントと関連させ、制度の意義・内容と仕組み(危機管理の仕組み)、紛争類型と解決方法(リスクの発現形態とその予防策・解決策)及び、これらの活動を通じて触れることとなった家族を巡る問題について考え、リスクマネジメントに長く携わった経験を踏まえて考えた。

また、最近の家族の新しいあり方に伴う家族(法)をめぐる変化動向についても新たに認識することもあった。

以上

【MRM(メディカルリスクマネジメント)分科会】

主査 吉川賢一

1. 分科会活動概要

メディカル分野の専門家およびこの分野のリスクマネジメントに関心を持つ異分野からの参加者等で、約 2 か月に 1 回、自由な論議を重ねている。2011 年には、分科会の議論で取り上げた医療安全について、共著で出版(*)するに至った。広く見識を集め、医療事故・過誤を防いだり、改善策を提言したりできるように、公開されている医療事故情報の状況やこの観点からどのような取り上げ方が既に行われてきているのかを整理し、見える形にすることを今後の研究テーマに据えている。

*「あなたの医療は安全か? 異業種から学ぶリスクマネジメント」 南山堂

2. 最近の活動について

(1) 3月1日(火) 開催場所: (株)B.b.design 東京支店会議室(青山)

日本医療機能評価機構のデータを分析するにあたって、メンバーで 20 件ずつ分担し、個別ケースを読み込んで、問題点がどこにあるのか、それぞれのケースについて担当メンバーが報告する方式を取った。9月15日、11月10日に続いて3回目の報告会となった。

これまでの経緯で、対象分析データの中に自殺、精神的な原因のケースがあるので、これを除外することになった。また、自己報告の患者が高齢者の場合が多く、一つの観点としては本当にリスクの高い検査、手術が必要なのか、という点を取り上げられた。また、医療器具の操作ミスが多く、操作が明確に行えるような表示、メーカーごとの統一性が問題点として挙げられた。また、担当医で患者を引き継ぐ場合のコミュニケーションのロスも問題点として挙げられた。

年次総会でどのように報告し、そのためのまとめをするかも議論した。

(2) 4月5日(火) (次回) 開催場所: 上に同じ

次回も別の発表担当者分を検討するが、問題点の絞り方に工夫が必要で、この点を明確にしたい。

3. 今後の活動について

分科会での分析・評価活動を通して、医療事故発生の通減に寄与する提言として、論文、報告書、出版物のいずれかの形で仕上げる予定である。また、新年度の研究活動費を活用して、この方面に造詣の深い方を講師として招く予定である。

主査および連絡先: 吉川 賢一 yoshikawaken1@aol.com

以上

【企業活性化研究分科会】

主査: 山本 洋信(アップライフシステム研究所)

当分科会は、毎月一回定例研究会として活動を続けている。研究会では年初に当年度の研究対象の企業を選定、報告担当者を決定し、研究会では前半に既決の担当者の研究報告を受けている。後半に時節の社会的に注視されている研究報告を受けている。今回の報告は 10 月から翌 3 月までの 4 回分(第 83 回~第 86 回)である。会場の関係で 12 月には忘年会を行い、2 月は休会とした。この場をかりて、会場をお借りしている専修大学に感謝を申し上げる。

<第八十三回 2015 年 10 月 10 日(土)時間:13:30~17:00 於:専修大学(神田校舎)>

1. 参加者:井端、大野、夏目、浜田、宮川、山本、渡邊(7名)

2. テーマ:再生企業の分析:株式会社エナリス

・報告者:浜田勇毅 ・配布資料:6枚

・報告の要旨

本報告は、株式会社エナリス(以下、エナリスとする)の粉飾内容を明確にしたうえで、経営の再建を図るための検討を行った。エナリスは、PPS 業務代行や PPS 事業者に対する卸電力売買取引の仲介を事業目的とする会社である。PPS に関する産業は、近年において注目が高まり需要が増加傾向にある業種であるため、エナリスは毎期高い成長率を維持していた。しかし、平成 26 年 10 月に過去の取引に関して不適切な会計処理があることを指摘され粉飾の事実が発覚した。

エナリスの粉飾会計処理は売上高及び売上原価の架空計上である。エナリスの粉飾は、東京証券取引所に上場する以前から繰り返し行われていた。加えて、多額の増資を行う前にも架空売上等の粉飾をしていた。分析した結果、エナリスは毎期高い成長率を維持しており、毎期当期利益を計上していた。しかしながら、エナリスが粉飾をおこなう動機や背景について議論が生じた。また、今回場有価証券報告書から得られる財務データが少なく期間比較による収益性分析を行うことが十分に出来なかった。それゆえ、取得できるデータの限界があるものの、収益性分析や粉飾の同期等の追加検討をおこなうこととした。

3. テーマ:ROE 及び ROA の再検討

・報告者:山本洋信 ・配布資料:9枚

・報告の要旨

本報告では、ROE と ROA の概要について古山徹「日本企業の ROE の問題点-日本企業の ROE を上昇させるために必要なことは何か-」の発表資料を参考に再検討した。

ROE は様々な分解式が存在する。そのうち森脇彬による ROE(税込ベース)は、税引前当期純利益 ÷ 純資産合計(期首期末平均) × 100 で表される。ROE は投下された資本を利用して、どの程度利益を稼ぎ出したかを示す指標である。また、ROA は M(売上高利払前税引前当期純利益)と T(総資産回転率)を掛け合わせたものであり、当該企業の事業の利回りに着目すべきとの議論が生じた。

4. 今後の日程の予定日確認

(文責:浜田勇毅)

<第八十四回 2015 年 11 月 7 日(土)時間:13:30~17:00 於:専修大学(神田校舎)>

1. 参加者:井端、小林、夏目、宮川、山本、渡邊 (6名)

2. テーマ:有価証券報告書の偽装・不正会計に関する分析

-株式会社京王ズホールディングスの場合-

・報告者:高市幸男 (代読 宮川宏) ・配布資料:16枚

・報告の要旨

本報告は、株式会社京王ズホールディングス(以下、京王ズホールディングスとする)を題材として、企業における有価証券報告書虚偽記載、および不正会計の理由を明らかにし、企業経営の在り方について考察した。

はじめに、京王ズホールディングスの不正を五つの原因に分けて分析した。第一に、佐々木元社長への権限の集中である。第二に、取締役会及び監査役会の監督機能の不全である。第三に経営者の資質である。第四に内部監査機能の欠如である。営業店舗ごとの業務監査は機能していたものの、全

社的な監査は行われず、内部監査機能が不足していたと分析した。第五に、内部通報制度の形骸化である。京王ズホールディングスは、佐々木元社長が創業・設立したため、他の役員及び監査役が意見を言える環境ではなく、取締役、監査役のガバナンスが機能していなかったこと、経営者の会社の私物化があった点を定性的な分析の結論とした。一方で、京王ズホールディングスにおけるガバナンスの有効性を考える必要があるとの議論があった。

財務分析では、三つの段階(2002年～2006年を膠着期、2007年～2010年を粉飾期、2011年～2013年を修正期)にわけ分析した。第一の膠着期では、上場後、積極的なM&Aにより資産を増加させたものの、その資金を借入れに依存したことによる財務体質の悪化を招いた。次の粉飾期では、佐々木元社長と同社の簿外及び不正な経理処理による資金流失問題があった。修正期における財務内容は膠着期と比較して、負債比率は64.4%から54.2%、有利子負債構成比率は32.1%から18.8%、自己資本比率は33.6%から45.8%となり、改善方向へ向かっているとの結論を得た。

不正会計の原因分析において、佐々木元社長が代表であった期においては、京王ズホールディングスは佐々木元社長の個人企業であり、法人として株式市場から資金調達を行うのであれば、法の遵守を徹底すべきであると指摘した。上場廃止後においても営業基盤の棄損はしておらず、財務内容も改善されつつある。それゆえ、今後の経営は再生の方向にあると考察した。

3. 今後の予定確認

(文責:夏目拓哉)

<第八十五回 2016年1月23日(土)時間:13:30～17:00 於:専修大学(神田校舎)>

※ 12月度予定の定例分科会は専修大学の日程都合により会場をお借りできなかったため、忘年会に変更し、報告予定は1月に延期することとした。

1. 参加者:井端、大野、木村、小林、高市、浜田、依田、山本(8名)

2. テーマ:不適切な会計処理に関する分析

-東邦亜鉛株式会社の場合-

・報告者:小林宗一郎 ・配布資料:6枚

・報告の要旨

本報告は、東邦亜鉛株式会社(以下、東邦亜鉛とする)の粉飾内容を明確にし、粉飾に対する改善策について検討した。東邦亜鉛は、平成27年に鉛を用いた遮音建材であるソフトカーム事業部で、売掛金及び棚卸資産の過大計上と会社資産の不正換金に関する粉飾の指摘を受け、約1億6千万円の営業外費用を計上した。今回の粉飾は、企業全体での組織的な不正処理ではなく、担当事業部長からの予算達成へのプレッシャーや、主要顧客との特異な取引形態等を理由として、ソフトカーム事業部の営業担当者の個人が行ったものであるとしている。従って、改善案としてはコンプライアンス意識の醸成、棚卸システムの再編成があげられる。また、東邦亜鉛における直近の売上高は約1,200億円であり、今回の粉飾は企業規模に比べ小規模なものであるため、財務分析からは粉飾の兆候を発見することは困難であった。

3. テーマ:不適切な会計処理に関する分析

-オカモト株式会社の場合-

・報告者:大野喜一 ・配布資料 23枚:

・報告の要旨

本報告では、オカモト株式会社(以下、オカモトとする)の財務分析を行い、粉飾を発見するまでのプ

ロセスと粉飾についての改善案を検討した。オカモトによる粉飾は、平成 26 年に従業員からの告白により発覚し、具体的には帳簿在庫に関しての不正処理である。今回の粉飾もまた、上記東邦亜鉛と同様に個人が行ったものであるため、改善案としては、上記同様に徹底したコンプライアンス意識の向上があげられる。さらに、売上高 770 億円に対して粉飾金額は 1 千万円であり、上記東邦亜鉛の場合と同様に企業の規模に対しての粉飾金額が小さく、財務分析からは粉飾の兆候を発見することはできなかった。

4. テーマ:財務分析における負債項目の再検討

今回は、上記 2 つのような財務分析からは粉飾の兆候を発見することが困難なケースがあるという状況を踏まえ、負債項目における無利子負債の位置付けについて検討した。レバレッジの観点を考慮したとき、金融費用の計算で分母は無利子負債を総負債から控除する手法においても理論が成立するのではとの提案である。理論的な意味についての結論は十分得られなかったため、今後の本分科会での継続的な研究課題とした。

5. 今後の予定の確認

(文責:浜田勇毅)

<第八十六回 2016 年 3 月 5 日(土)時間:13:30~17:00 於:専修大学(神田校舎)>

※2 月度の研究会は専修大学の日程により会場をお借りできなく、休会とした。

1. 参加者:井端、高市、夏目、浜田、宮川、山本、渡邊(7 名)

2. テーマ:有価証券報告書の「継続企業の前提に関する疑義」に関する分析

-浜井産業株式会社の場合-

・報告者:渡邊繁生 ・配布資料:16 枚

・報告内容の要旨

本報告は、浜井産業株式会社(以下、浜井産業とする)の継続企業の前提に関して分析したものである。浜井産業は、2012 年 3 月期から三期連続の営業損失の計上によって継続企業の前提に関する注記が付された。その後 2015 年 3 月期に営業利益を計上し、継続企業の前提に関する疑義を払拭した。そこで、2009 年 3 月期から 7 期間の財務数値と事業戦略に関して比較分析をおこなった。売上高に関しては、2011 年 3 月期を除いて 2009 年 3 月期を下回り下降傾向にある。一方で総資産は大きく変化しておらず、有利子負債については増加している。浜井産業のラップ盤事業は製品ライフサイクルの衰退期に入った可能性を指摘し、これにより売上高は減少していると推察した。しかし、浜井産業の財務分析に関して貸借対照表上の資産自体の減少はしていないため縮小戦略を進めていないことと、有利子負債の増加に対しては投資目的であるならば問題は少ないが、そうではない場合には運転資金に充当されている可能性がある」と議論が生じた。

次に、収益性の分析を行ったところ、2015 年 3 月期の税引後 ROE は 7.96%であった。税引後 ROE の期待値を 15%とすれば、浜井産業の税引後 ROE は期待値を下回っており、元本の回収に 12.6 年もかかると指摘した。また、総資産回転率をみると 0.65 回であり、売上高の減少に伴い悪化していると分析した。そしてその結果は浜井産業が貸借対照表の縮小を進めていない表れであると考察した。ただし現状は維持できていることから、縮小する必要性の有無について議論が生じた。

浜井産業は 2015 年 3 月期において営業利益を計上しており、継続企業の継続に関する疑義を払拭した旨の記載がある。しかし浜井産業の収益性の数値をみても厳しい状況であり、収益性が改善したとはいえない。市場が縮小傾向にあることを考慮すると資産の縮小を含めた経営基盤の確立が求めら

れると考察した。

3. テーマ:株式会社東芝ののれん問題に関する研究

・報告者:井端和男 ・配布資料:11枚

・報告内容の要旨

本報告では、株式会社東芝(以下、東芝とする)ののれんに関するリスク問題について検討した。東芝は平成27年に不適切な会計処理の指摘を受け、利益の嵩上げ額を取り消す訂正を行った。東芝ののれんの多くは原子力事業の影響を受ける社会インフラ事業に関連するものであり、平成23年の原発事故により原子力事業の将来性に懸念が高まり減損処理の必要性が予想されていた。しかし、東芝はのれんの減損テストをした結果、減損は必要ないと判断し、のれんの金額の修正は行われてはいない問題がある。

減損処理の判断手法に関して、東芝の会計処理は米国会計基準を採用しており、減損テストに関して恣意性が介入されやすいことと、減損にかかる損失計上が先延ばしにできる問題点があることを指摘した。さらに東芝の原子力事業は、平成23年度から平成27年度まで業績低迷しており、現時点でのれんの価値は低下する可能性が高いと推察した。また東芝の資産整理に着眼し、損失となる可能性の高い資産が損失に転嫁する前に、その兆候を発見する手法の開拓や、リスクが損失に転嫁する過程の分析を今後の研究課題とした。

4. 今後の予定の確認

(文責:夏目拓哉)

以上

【社会性とリスクマネジメント研究分科会】

井上 善博(神戸学院大学)

【第6回研究会】

日時: 2015年12月5日(金)午後6時~8時

場所: 大阪府立男女共同参画・青少年センター, 第2小会議室

参加者: 藤江俊彦・福永栄一・石橋千佳子・井上善博

研究報告: 「LGBTと企業の労務管理」(千葉商科大学教授 藤江 俊彦氏)

- LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(同性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害)を意味する。これらの関係性にある人々は、従前では差別的に扱われてきた。
- しかし、人と人との関係性の多様性(ダイバーシティ)を認めようという傾向が顕著になり、LGBTは、現代社会において、認知されるようになった。
- 近年、同性パートナーを証明するという自治体がでてきているが、法律上は、同性婚は求められていない。さらに、企業の現場でも、LGBTが問題になりつつある。
- 現在は、給与体系や福利厚生面で、男性と女性という2つの括りで、規則が定められているが、LGBTの存在を認知するには、企業内における新たな対応が求められる。LGBTに対応できていない企業にとっては、性認識の多様性が、リスクとなりうるのではないかという議論をした。

【第7回研究会】

日時: 2016年3月15日(土)午後1時~4時

場所: 新大阪丸ビル, 210A会議室

参加者: 藤江俊彦・高梨薫・鈴木英夫・藪孝雄・妹尾浩二・石橋千佳子・井上善博

研究報告：「中小企業のブランディングとリスクマネジメント」（有限会社プリズム代表取締役・PRプランナー 妹尾 浩二氏）

- 1905年創業の中堅建築会社A社の発展から衰退、倒産に至るまでの経緯が説明された。
- 創業当初からA社は家族的な経営で従業員を大事にしてきた。社長は、従業員を大事にしてきた。
- 2007年には、A社のマンション販売戸数は第1位となり、順調な経営がされてきた。
- しかし、耐震偽装問題の社会的な関心によって、マンション建築の原価が上がり、経営を圧迫してきた。そしてリーマンショックによって需要が減り、さらに経営を圧迫するようになった。(外的要因)
- CMへの支出やスポーツ競技への協賛などで、費用が増大するようになり、このような要因も経営危機の内部的要因として顕在化してきた。
- 建築業として誠実に経営してきたA社であったが、経営危機に陥り、短期的なもうけ主義に走り、長年の顧客が離れていった。
- 2代目の社長が退任し、3代目が事業を継承したが、家族的な経営は継承されず、古参の番頭はやる気をなくしていった。
- 成果主義を追求するあまりに、人心の融和の精神が失われていった。
- 社長は、裸の王様となり、役員の見聞も聞かず、孤立していった。
- このようなプロセスの結果として、A社は経営破たんし、別の建築会社に吸収されてしまった。
- このように、経済的な要因、経営者の意識、そして、従業員のモチベーションの負の連鎖がA社の経営破たんに結びついたという、経営危機の典型的な事例が検証された。

連絡先 inoue@eb.kobegakuin.ac.jp

社会性とリスクマネジメント研究分科会主査 神戸学院大学 井上 善博

以上

【科学技術リスク研究分科会】

主査 多田浩之(みずほ情報総研)

【第5回分科会】

0. 日時:2016年3月7日 18時半~20時30分

1. 場所:インターリスク総研 ワテラスアネックス 10階会議室

2. 参加者:辻、宮林、長井、吉川、多田(順不同)

3. テーマ:油防除の技術とリスクマネジメント

(1) 講師:萩原貴浩様(一般財団法人 海上災害防止センター 防災部長 兼 西日本支社長)

(2) 講演内容:講演内容と議論の内容は以下のとおり。

(2-1) 流出油事故対策技術

(a) MDPC(一般財団法人 海上災害防止センター)のミッション

- ・ 海上での油流出事故が起きた場合、消防や海上保安庁がその対策を行うわけではない。油流出事故を起こした者(原因者)の責任で事故対応を行い、事故対策費用を支払わなければならないという原則がある。
- ・ MDPCは、原因者の要請によって、原因者の代わりに、海上防災活動(油流出の場合は防除活動、引火性や有毒性の高い有害危険物質の流出や火災の場合は火災消火活動を実施)を行う(原因者が防災活動にかかった費用を支払う)。すなわち、MDPCは事故対策の代行者(民間事業者)として、事故現場での防災活動を行っている。

- MDPC は、国際標準に基づく海上防災活動に関する教育・訓練活動及び事前契約(スタンバイ契約)に基づく事故対策活動(海上及び陸上)により収入を得ており、税金は一切投入されていない。MDPC は石油・化学大手 218 の事業者と事前契約をしている。MDPC は全国に 45 の基地を持ち、契約防災措置実施者に必要な資機材を預けて、訓練を実施して、法令上の資格を与えている。船舶 200 隻、信頼できる防災措置実施者 1,000 人が全国に散開している。
- MDPC は、防除活動等の実績が高く、防除活動等を効果的にかつ短期間で行うことをモットーとしている。そのためには、平素からの準備が十分できていることが重要になる。これが、MDPC 事業者から信頼される理由である。
- MDPC は、消防や海上保安庁と同様に、公共安全のために防災活動を行うが、民間事業者の代行者として防災活動を行うため、MDPC はパブリックとプライベートの中間に位置する。

(b) MDPC のスキルと能力

- 海上防災活動において、防災と安全の両方を考えるのがプロである。MDPC は、①事故現場において現場の安全確保を最優先、②平時の研鑽こそが防災力そのもの、③現場の防災活動は収益目的ではない、をモットーとしている。MDPC は約 100 人の職員がおり、防災措置実施者とともに訓練を行っている。
- 日本では事故は起きないという前提で安全体制が生まれ、物事が進んでいる。日本では、危険物の取扱の資格には、火薬、毒劇物、高圧ガスがあるが、米国のデュボンやダウコーニングの場合は、日本の資格のみを持っている業者と契約することはない。MDPC の職員は、米国に行って米国の危険物取扱のスーパーバイザーの資格を取っている。すなわち、MDPC は HAZMAT (Hazardous Material(危険物)取扱に関する世界標準の資格を備えている(日本の消防士は危険物取扱の免許を持っていない)。萩原氏は、25 年前、Texas A&M 大学で、HAZMAT に関する技術について学び、日本にはじめてそれらの技術を持ち込んだ。
- MDPC は、世界で初めての油防除の訓練施設を持っている。そこでは様々な油防除の方法に関する訓練を受けることが可能である。

(c) MDPC の海上防災活動の例

- MDPC の代表的な海上防災活動の例として、ナホトカ号の油流出事故における油防除活動や出光興産北海道製油所の屋外タンク貯蔵所のリング火災における消火活動がある。
- ナホトカ号の油流出事故における油防除活動では、ボランティアが沿岸で油の除去活動を行ったが、漂着した油を回収したドラム缶が、翌日の時化により海底に沈み、再度油が拡散するという事態になった。本来、油を回収したドラム缶は、直ぐにクレーンで移動させることが必要であったが、沿岸にクレーンを設置することができなかった。素人の無手勝流のやり方では無理があった。
- 出光興産北海道製油所の屋外タンク貯蔵所のリング火災における消火活動においては、MDPC による世界標準の消火活動(水霧を張ることにより炎上物からの輻射熱を抑える、ホースのノズルを動かしながら水を撒いて炎を制御する等)により大規模火災を鎮火したが、消防による消火活動は定点での消火活動(日本式の消火活動)のため殆ど効果はなかった(日本の消防は、ホースのノズルを動かしながら水を撒いて炎を制御するような世界標準の消火訓練を受けていない)。

(d) 米国と日本の消防の違い

- 日本の消防では、生物・化学兵器等の対応は特別な訓練を受けた特殊チームが行う。米国では、あらゆる危険物(サリン、毒ガス等を含む)に対する対処方法の訓練を受けてからはじめて、火災への対処方法について専門的な訓練を受ける。

(e) Deepwater Horizon 油流出事故と油防除方法

- 油防除方法には、「機械的回収」、「油処理剤散布」及び「現場焼却」の3つの方法がある。
- 「機械的回収」は、2隻の作業船により流出油を袋溜で集め、そこにポンプを入れて油を回収するという方法である。この方法では、回収した油水のうち油が入っている割合は5%である
- 「油処理剤散布」は、航空機で油処理剤を撒く方法である。油処理剤は、日本の法令上、持つことが必要な薬剤である。これは、油を小さな粒(ドロップレット)にして、太陽熱により酸化分解し、海水中の油分解菌が油を食べることにより、油の自然浄化を促進するものである。この方法は環境に影響を与えるが、「機械的回収」よりもはるかに高効率(単位時間当たりの区域カバー率が50~100倍)で油を回収することができる。
- 「現場焼却」は、燃えにくいオイルフェンスで囲った油を現場で焼却する方法であり、出るのは黒煙のみである。
- 実際の現場においては、油膜の厚さ、油流出の場所、環境への影響等を考慮して、うまく3つの方法を組み合わせて対処することが重要になる。
- Deepwater Horizon 油流出事故においては144回の「現場焼却」を行ったが、油の95%を燃焼することができたと言われている(フロリダ沖で油燃焼による黒煙のモニタリングが行われた)。当該事故においては、「油処理剤散布」による環境汚染よりも、「現場焼却」による黒煙の煤の環境への影響が小さいと判断され、「現場焼却」が数多く実施された。当該事故で流出した油は横浜のランドマークタワー3棟分に相当すると言われている。

(2-2) 流出油事故リスクマネジメント

- 流出油事故対策を行ううえで、事故の状況、ステークホルダー等からの要求を踏まえて、現場でどのような油防除方法を選択するのかを考える必要がある。これを、「インシデントマネジメント」と呼ぶ。実際、事故対策を行うことによって、現地の漁師からのクレーム等の新たな問題(Issue)が生じてくる。このような問題の解決のために、政府等の上位管理者がどのように現場をサポートするのが重要になる(MDPCでは、これをIssue Management(イシューマネジメント)と呼んでいる)。
- イシューマネジメントで対応が求められる問題には、①現場から挙がってくる本当の問題、②外から出てくる問題(外乱)(マスコミ、役所、本社)の2つがある。実際、本社や役所は、流出油事故が起きた場合には、本社や役所の管理職は、マスコミ、消防、警察、海保等への対応で手が回らなくなり、現場対応ができなくなるため、現場に対して、「現場でがんばれ、現場で何とかしろ」と言って、現場で指揮する管理者がいないことが多い。消防、警察、海保等は、おのおのバラバラに事情聴取を行う。MDPCでは、インシデントマネジメントとイシューマネジメントを併せて「危機管理」と呼んでいる。
- 石油コンビナートにおいては、各社は自衛消防隊を持つことが要求されている。実際、工場によって設備の設計や管理方法が異なるため、消防が来てもどのラインに放水すれば良いかわからない。以前は、各社の現場は消火や危機管理の教育を受けていなかったため、火災事故が起きると、初期消火を行うふりをしながら消防が来るのを待ち、消防が到着すると、「指揮権移譲」と言って消防に頼ることがあった。現在は、火災を起こした当事者が責任を持って消火活動を行うことが求められている。
- 石油コンビナート等においては、広域共同防災のため、各社連携して消火活動することが必要になる(実際は、各社バラバラで消火活動を行っている)。すなわち、各社統一的な指揮・調整構造を設定し、災害対応の優先順位付け、災害対応戦略・戦術の共有、消防機材の相互最適活用、共

通のインシデント・アクションプランの策定等が必要になる。これを ICS(インシデントコマンド・システム)と呼び、災害対応のための世界標準となっている。たとえ、部署が異なっても、会社が異なっても、ICS に基づく統一的な指揮・調整の仕組み(世界標準)が理解されていれば、各部署、各組織、各会社が共通の用語・仕組みに基づき、連携して応急対応活動ができるわけである。

- ・ 実際、「危機」が起きた際に、「統一的な指揮・調整」が実現できている場合には、引き続き BCP においても補修や部品・人員の調達が可能になる。しかし、日本では「統一的な指揮・調整」を作る仕組みがないのに、これができているという前提で BCP から始まる。これはおかしい。
- ・ 日本では、各組織・各社の伝統的な方法で、現場での事故管理に当たる。このため、日本では標準的な消火戦術・戦略が教育されていない。国際的な消火基準には、米国防火協会(NFPA)の基準があり、MDPC はこれを採用している。危険物事故対応者の能力基準として「NFPA 472」、産業施設消防隊の基準として「NFPA 600」、産業施設消防隊員の専門基準として「NFPA 1081」がある。これらは火災対応に関する実地的な技術基準であるが、日本の消防士の殆どはこれらの資格を持っていない。実際、火災対応に関して実地がついていないのは考えられないことであるが、日本の消防士は、これらの技術に関して教育を受けているわけではない(実は、これは、日本の消防士の悩みの中にいる)。
- ・ 日本においては、災害対応の組織構造と運用方法に関する「共通のルール」が必要であり、事故の種類・形態によって柔軟に運用できるルールを取り入れることが重要である。また、系列会社でも他の事業所からの応援を得ることが難しい。被災事業者の職員は被災者であり、未被災事業所職員が被災事業所を支援するためのルールが必要である。
- ・ 3.11 の数カ月前にニュージーランドで大規模地震が起きたが、その際、日本も国際救助隊を派遣した。このとき、被災地で、米国、英国、ブルネイ、フィリピン等の国際救助隊が、ICS に基づき、ニュージーランドと混成チームを作って、ニュージーランド全国にわたり救助活動を行ったが、日本の国際救助隊は ICS の経験がないため、日本人学校での救援活動を行うに留まった。これが、日本の国際救援活動の現実である。3.11 においても同様のことが起きた。米国はトモダチ作戦で救助活動を行ったが、結局米軍には気仙沼に絞って救援活動をしてもらったのであるが、これは、3.11 の際、災害対策本部が 38~40 も立ち上がったため、誰が統一指揮者なのかが明確でなかったことによる。
- ・ 日本では、事故対応経験者が転出すれば、そのノウハウは伝承されない。事故を起こした経験は、「失敗」や「恥」という認識。そのため、事故を「隠そうとする」ため、それを教訓として活かされない。事故対応の経験は「財産」という認識に転換することが必要。
- ・ 日本では、消火訓練でも失敗は許されない。最近ブラインド訓練(訓練シナリオを知らせないで行う訓練)が行われるようになったが、「訓練」はすべて成功している。日本では、訓練での失敗を共有するための反省会を行うことが重要であるが、このような反省会は殆ど実施されない。一方、欧米では反省会を踏まえた訓練も行う。
- ・ 日本では、「絆により応急対応活動を行う」と言うが、感情論だけでは戦えない。災害時には、原因者、国、地方自治体、民間等が一体となって組織化し、資機材を運用する仕組みで戦うことが必要になる。実際、Deepwater Horizon 油流出事故においては、1 日に 6,870 隻の船、44,000 人の作業員を使ってオペレーションが行われたが、ICS に基づく一つの混成チーム、指揮構造でないと運用できるものではない。当該事故の対応に当たっては、ICS に基づき、米国沿岸警備隊、州政府、地方政府、民間、NGO 等からなる組織構造図が、毎日張り出された。

- ・ 日本では、ISO22320 の JIS 規格化が行われ、JIS Q22320(社会セキュリティ-緊急事態管理-危機対応に関する要求事項)が策定されているが、危機発生時の統一的な指揮・調整の仕組み(ICS)がないと使えるものではない。
- ・ ICS の組織はモジュール構造(インシデントコマンド(指揮)の下に、運用、計画、後方支援、総務経理の各セクションがある)であり、最初に立ち上がる指揮構造から、指揮権の移譲にともない、必要に応じてじわりじわりと組織が拡張していく。日本では職務が組織図になる(職務に対応して組織が作られる)。
- ・ ICS の特徴の一つに、「1名の監督責任者につき、5つの組織単位(各組織単位の責任者(1名)が直接の責任者に報告する)にすることを原則とする」があるが、福島第一発電所事故においては、東電は吉田所長の下に11もの組織を作った。
- ・ ICS では、緊急事態管理に利用可能な資源のカテゴリや種類の名称(人員、船舶、資機材、航空機、車両等)が統一化され、その性能や機能等によって分類されている。MDPC では、資源に関して記述・整理されたカード(Tカードと呼ぶ)を6,000枚用意している(ビジュアルで理解できるようにしている)。米国では、これに関するカード(Tカードと呼ぶ)が日本の造幣局に相当する機関で印刷されている。東京電力はICSを採用したと聞いているが、Tカードのことは知らなかった。資機材を発注するときは、インシデント・アクションプランに基づき、6枚の色付きの用紙に要求事項を書く(カーボンコピーされる)。そのとき、発注責任者は黄色の紙を抜いて保管する。その後用紙は計画チームに送られ、インシデント・アクションプランと照合して、合っていれば青色の紙を抜いて保管する。その後、後方支援セクションに用紙が送られ、発注が行われる。次に用紙が総務経理セクションに送られ、それが発注伝票(ピンクの紙)になる。最後に文書管理ユニットが発注伝票の採番を行い、管理する。
- ・ ICS では情報処理の手順がルール化され、統一された書式を使用して情報等を表示する等、情報の処理の手順が統一されている。日本では、災害対策本部等で「情報共有」することが謳われているが、書式を含めて情報処理の方法がバラバラである。MDPC は、この一連の管理を Web 上で行う仕組みを持っている。

(3) 議論

Q: MDPC がここまですばらしい ICS に基づくシステムを作られたことに感心したが、ここまでしないと緊急時に機能しないのか?

A: 極端な話、「ICS に準拠してインシデント・アクションプランを作成し、応急対応を行う」ことを示さない限り、海外の保険会社からお金を支払ってもらえない。

Q: 本日説明されたことは全く同感であるが、このような話を消防等の関係者に対してどのように説明されているのか?

A: 私としては、消防学校、消防大学、県の危険物協会等でも、講演でそのままの話をしている。

Q: その時の消防士の反応は?

A: 「先生のおっしゃるとおりだ」という人が多いが、中には、「おもしろくない」という人(特に年配の方)もいる。若い消防士の殆どは私の話に共感する。古い方の考え方が足枷になって、世界の消防技術について学べないという意見が多い。

C(講師):米国では、現場で火災が起きたときに、もちろん公設消防が駆けつけるが、状況が最も良く分かっているのは自衛消防隊である。したがって、米国では、消防士は、自衛消防隊に対して、「何かお手伝いできることがあるか?」と聞く。しかし、石油タンク火災事故の際、日本の消防は、何

も知らなくても、事故を起こした事業者に対して「当該事業者、適切に処理するように」としか言わない。そこで、当該事業者が MDPC に対して「何とかしてほしい」と頼んでくるが、消防に対して、「MDPC として事故対策プランを立てて鎮火活動を始めても良いかと」と聞くと、「消防のコンセンサスが必要」と言ってくる。その際、消防は、必ず「事業者の責任の下、鎮火活動を実施せよ」と言う。「消防は責任を取らない」と言っているのである。米国の場合は、事業者が日頃消火訓練を行っており、公設消防は、事故を起こした事業者が鎮火方法を良く分かっているという認識の下に、自分の実力を知ったうえで事業者に対して鎮火活動を支援するが、日本の消防は、見栄で MDPC が行うプロの消火活動に対して邪魔をしている部分がある。

Q: 日本の消防に実力が無いことは、皆に知ってもらうことが必要であると思うが、マスメディアは消防が行う記者会見の内容を信じているのではないか？

A: 日本の消防は、「記者会見」は行わない。通報が遅れた理由等に関してのみ説明するが、消防の戦術や戦略について説明はしない。

C(講師): MDPC としては、組織の問題以前に消防技術の問題が重要であると考えている。日本の公設消防としても、消防技術を理解したうえで MDPC との連携を図ってもらいたいと考えているが、東京消防庁としては、MDPC の存在はおもしろくない。

Q: しかし、テロ等の場合には、そうは言っておられないと思うが。

A: そのとおりである。しかし、日本の公設消防は、消火訓練でも形だけの訓練である。例えば、外国では、石油コンビナート火災の消火技術として、ホースを持って移動しながら消火する、「ホース・ハンドリング・コマンド」という技術の訓練を行っているが、日本の消防士はこの訓練の映像を見て驚いている。

Q: 消火ホースの直系は？

A(講師): 消火ホースの国際標準の直系は 65mm である。海外では直系 65mm のホースを備えているが、海外の石油コンビナートでは、ホースを分岐させて直系 40mm のホースを使っている。海外では、状況に応じて消火ホースを使い分けられているが、日本の消防は直系 65mm のホースしか持っていない。日本の消防は「ガラパゴス消防」である。

Q: 日本の消防士から、「日本の消防士は米国のように尊敬されない」と聞いているが・・・

A: 米国の消防士は、日頃事業者と一緒に消防訓練を行っており、消防士は市民社会の中に溶け込んでおり、尊敬されている。

C(講師): 日本の場合は、消防技術の標準化(国際基準)がされていないため、まず、消防技術の標準化が必要。これ無くして、ICS による組織や事故管理の標準化をしても意味がない。

Q: 例えば、米国の大学には、消防学部があり、消防学というものがあるが、日本にはそのようなものが無いと思うが。

A: そのとおりである。日本には消防技術の基本が無く、それに関するテキストも無い。MDPC は、各省庁のメンバーからなる委員会を作って、5 年かけて、日本版の NFPA 基準とカリキュラムを作成した。日本危険物協会で、その一部が公開されている。

Q: その後、それらに基づいて訓練が行われているのか？

A: 法的には訓練は要求されない。任意で訓練を受けることになった。その中で、心ある消防士が県に対して、MDPC の訓練の予算を申請したが、「官が民に教えを乞うとは何事だ」ということで、MDPC での訓練の予算がつかなかった。そのため、消防士同士でたばこ等をやめて資金を工面し、消防士の隊長に訓練を受けてもらったことがあった。

C(講師):3.11 震災で、災害対応で命を落とした消防関係者の 90%は消防団員である。公設消防は、本部の指示により集団で避難した。国民はこれに関して目をそらそうとしている。消防は救急のイメージが大きいので、救世主のように思っている。

C: 3.11 のときは、浦安市でも警察よりも消防が頼りになると思われた。

Q: このような消防の実態についてメディアは伝えていないが、これはメディアの責任ではないかと思う。

A: 私が先日テレビで 3.11 での緊急対応活動に関する取材を受けたときに、日本の消防の実態についてしゃべったが、TV 放映の際は、これに関する話は全てカットされていた。TV 局側でも、3.11 で、消防士よりも消防団員が数多く命を落としたことについて何かおかしいと気付いているのであるが、それについては言えないのだと思う。

以上

【震災とリスク管理研究会】

千葉商科大学 中島真澄

震災とリスク管理研究会(TDR48)(The Disclosure and Risk Management)は、まだ分科会として学会に承認いただく前にキックオフ研究会として、2015年3月6日(金)に、千葉商科大学6号館会議室で14名が参加して開催された。当研究会では、TDR48のキックオフを記念して太田三郎常任理事および吉田靖主査が挨拶を行った。キックオフ研究では、池田憲太郎氏(明治大学大学院生)による「被災地のBCM」、佐竹恒彦氏(千葉商科大学大学院生)による「債務超過の中小企業における経営理念形成に関する研究」、太田三郎氏・中島真澄による「危機におけるCSR」、小島修矢氏(クエスト・コンサルティング・ロンドン社顧問)による「大震災後の損害保険の役割について—中小企業のリスクファイナンスを考える—その2」の4つの報告があった。

第2回TDR48は、2015年6月5日(金)に、千葉商科大学1号館1212室で13名が参加して開催された。齋藤壽彦氏(千葉商科大学)による「東日本大震災と被災中小企業支援金融」吉田靖主査(東京経済大学)による「東日本大震災における銀行業のディスクロージャーと株式市場の反応」、太田三郎・中島真澄(千葉商科大学)「東日本大震災被災企業の復興・再生分析—Ota-Nakashima CSRモデルの適用」の3つの報告があった。

第3回TDR48は、危機管理システム研究学会に研究分科会として承認されてから初めての研究会として、2015年9月11日(金)に、千葉商科大学1号館1212室で12名が参加して開催された。吉田靖主査の挨拶のあと、深沼光氏・藤田一郎氏(日本政策金融公庫総合研究所)による「東日本大震災をきっかけにした開業」、Saburo Ota and Masumi Nakashima (Chiba University of Commerce)によるThe Association between Corporate Social Responsibility and Corporate Financial Performance in Crisis: An Analysis on Turnaround for the Firms Damaged by the Great East Japan Earthquake and Tsunami of 2011の2報告があった。

第4回TDR48は、2015年12月17日(木)に、千葉商科大学1号館1211室で14名が参加して開催され、太田三郎常任理事および吉田靖主査が年末の挨拶を行った。その後、深沼光氏(日本政策金融公庫総合研究所)による「日本公庫の中小企業向け震災関連融資の効果測定」、齋藤壽彦氏(千葉商科大学)による「日本の信用補完制度—東日本大震災の時期を中心として—」の2報告があった。

第5回TDR48は、2016年3月25日(金)に千葉商科大学1号館1211室で12名が参加して開催された。大塚武敏氏(そうあい保険事務所)による「家計地震保険の意義と限界—保険募集からの

アプローチ」、辻純一郎氏(EPS ホールディングス株)による「現地からの報告－浦安における市街地液状化対策の現状」の2報告があった。

以上が、TDR48 研究分科会の活動記である。まだ研究分科会としての歴史も浅く、会員数も少ないが、分科会会員はみな「震災を風化させず、教訓を残す」ことを使命として活動を続けてまいる所存である。

以上

学会員の学位論文・新刊書等のご紹介

著書名： 医師主導治験START BOOK

著者： 須崎 友紀・川村 芳江(著)，内田 英二(編集、当学会会員)

書籍紹介(「監修のことば」より)

今まで、医薬品の開発はそれを生業とする企業(製薬企業)がシーズの発見から、非臨床試験、臨床試験(治験)を実施して承認申請し製造・販売してきた。治験の実施は 1997 年に出された厚生省令第 28 号(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令)に基づいて実施されている。2003 年に省令の一部改正が行われ医師主導治験の規定の整備がなされたことにより、医薬品の開発に医師が治験依頼者の立場(自ら治験を実施しようとする者)で直接関与できるようになった。

近年、製薬企業が開発経費や営業利益の観点から承認申請を控えていた医薬品に関して、医師主導型の治験を実施しその結果を製薬企業が承認申請に使用する形が増えている。

これらの多くは、既に別の効能効果によって承認され医療現場で使用されている医薬品の適応拡大を目的としたり、海外で製造・販売されている医薬品に関して日本で承認を取得したりする場合などである。特に、小児の疾患や難病に対する医薬品は罹患する人の数が限られており、企業の販売利益の観点からは敬遠されていた領域(セラピューティックオーファン)であった。

医師や患者及びその家族にとっては、少しでもよい治療法が選択できる社会環境が望ましいことであり、その治療法が公(国)に認められたものであることはさらに望ましいことである。患者にとっては医薬品・医療機器へのアクセスのしやすさや保険償還による経費負担の軽減も期待されることであり、医師にとっては適応外使用ではなく堂々とジュネーブ宣言の 1 節である「私は、良心と尊厳をもって私の専門職を実践する」ことができる。

本書は、医師主導治験のマネジメントを数多く実施した二人の著者が、医師主導治験の企画・立案・実施・報告を成功させるために現場が理解しておくべきことをわかりやすくまとめたものである。省令ガイドダンスやガイドラインだけでは得られない知見がそこかしこにあり、医師主導治験に係わる人にとって大変参考になる書である。



| | | | | | |
|---------|-----|---------|-------------------|-----|------------|
| 出版社 | 南山堂 | 単行本 | 21cm/120ページ | 発売日 | 2015年12月 |
| ISBN-10 | — | ISBN-13 | 978-4-525-70441-4 | 価格 | 2,700円(税込) |

学会員の学位論文・新刊書等のご紹介

論文名： 日本における金融業務継続計画・管理の展開

著者： 齊藤壽彦 千葉商科大学商経学部教授，博士（法学）、
（当学会会員、企業活性化研究分科会所属）

掲載書籍： 企業コンプライアンス（稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治編
尚学社、2013年12月）

書籍紹介： 中島真澄（千葉商科大学）

本論文において、著者は、日本における緊急時金融業務継続・管理について総合的に論述した。すなわち、その導入・普及・現状・課題について考察した。民間銀行、日本銀行、金融庁の施策について、資料に基づいて立ち入って検討した。その結果、以下のことを明らかにした。

2001年9月に米国で同時多発テロが発生して以降、世界的に緊急時における事業継続計画・管理（BCP・BCM）が進展したが、日本においても、これ以降これが導入され、2005年頃以降、一般企業に普及した。企業の決済機能などを担う金融機関（銀行）においては、緊急時における業務の継続が金融機関それ自体にとって重要であるだけでなく、社会的にもきわめて重要である。このために、日本銀行をはじめとする日本の金融機関は一般企業よりも早くこれに取り組む、一般企業よりも早くこれを普及させていった。

日本の金融機関は、内外の新たな危機に対応して、2000年代の最初の10年間に業務継続体制を整備した。日本銀行や金融庁がこれを促進した。また、日本銀行自らも業務継続体制を整備したのであった。この結果、東日本大震災発生後も金融機関は業務を継続することができた。すなわち、被災地に所在する金融機関をはじめとする関係者が、震災後の業務継続に尽力した。日本銀行や金融庁がこれを支援した。日本銀行自らも決済機能維持に努めた。かくして金融機関は全体として安定的に業務を継続することができたのである。

東日本大震災発生後も金融機関は業務継続体制の十分性を改めて点検し、そのさらなる向上に取り組んだのであった。だが金融機関の業務継続計画・管理には今なおさまざまな課題が残っているのである。

（広報編集委員会からのご案内）

掲載書籍「企業コンプライアンス」には、齊藤氏の他、当学会員の太田三郎氏（東日本大震災から2年後の倒産・再生とリスク管理、千葉商科大学商経学部教授）および眞崎達二郎氏（リスクマネジメントとBCPについて、眞崎リスクマネジメント研究所代表）も執筆されています。ぜひご一読ください。



| | | | | | |
|---------|------------|---------|-------------------|----------------|----------|
| 掲載書籍 | 企業コンプライアンス | | 編者 | 稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治 | |
| 出版社 | 尚学社 | 単行本 | A5判 302ページ | 発売日 | 2013年12月 |
| ISBN-10 | 4860311086 | ISBN-13 | 978-4-86031-108-7 | 価格 | 5000円＋税 |

学会員の論文発表・講演等のご紹介

当学会会員・副会長の指田朝久氏(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)が下記の論文を発表しましたのでご紹介します。

論文名: 地域復興に不可欠な新たな市町村地域継続計画(MCP)の提案
発表者: 指田朝久(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、当学会会員)
発表先: 日本学術会議主催「安全工学シンポジウム 2015」
(2015年7月2日(木)～3日(金))

<事務局からのお知らせ>

1. 分科会連絡先

| 分科会 | 主査 | 連絡先メールアドレス |
|----------------------|-------|------------------------------------|
| リスクマネジメントシステム研究分科会 | 指田 朝久 | t.sashida<@>tokiorisk.co.jp |
| リスク事例サロン分科会 | 有賀 平 | taira-aruga<@>aioinissaydowa.co.jp |
| メディカルリスクマネジメント分科会 | 吉川 賢一 | yoshikawaken1<@>aol.com |
| 企業活性化研究分科会 | 山本 洋信 | rsa31447<@>nifty.com |
| 価値ベース・リスクマネジメント研究分科会 | 土屋 清人 | k.tsuchiya<@>b-tax.jp |
| 科学技術リスク研究分科会 | 多田 浩之 | htada001<@>gmail.com |
| 社会性とリスクマネジメント研究分科会 | 井上 善博 | inoue<@>eb.kobegakuin.ac.jp |
| リスクマネジメント大学教育分科会 | 宮林 正恭 | miyabayashi.masayasu<@>gmail.com |
| 震災とリスク管理研究分科会 | 吉田 靖 | 事務局: masumink<@>cuc.ac.jp |

※なお迷惑メール防止のため、@を全角文字にしています。お手数をお掛けしますが、各分科会に連絡の際は、“<@>”を半角の@に変換してからお送りください。

2. 新入会員紹介

(正会員)

和井田裕也(有限責任監査法人トーマツ)

深沼 光 (日本政策金融公庫)

吉田 智美

村上 和巳 (フリージャーナリスト)

(学生会員)

なし

(敬称略・順不同)

3. 住所・所属等変更の連絡方法

会員各位の自宅のご住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更が生じた場合には、変更前と変更後を併記の上、必ず文書・メールにて事務局宛ご連絡ください

【 編 集 後 記 】

今回のアリマスレターでは、『学会運営の流れ』と題して、当学会の運営体制や活動に当たったの種々の手続きなどを紹介させていただきました。学会での活動を進める際には不可欠となる情報を整理していただきましたので、保存してお役立てください。

今年度の年次大会の開催日が6月26日(日)に決まりました。

プログラム等については、5月中旬には決定される見通しです。決まりましたら、直ぐにアリマスレターでご連絡いたします。まずは6月26日の予定を押さえておいてください。

広報・編集委員長 長井健人

E-mail: office4@arimass.jp

| | |
|------------------|--|
| 発行： 危機管理システム研究学会 | 〒214-8580 住 所： 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1 専修大学 1 号館 1305 研究室 |
| | E-mail: office@arimass.jp |
| | URL: http://arimass.jp/ |

発行日： 2016年4月25日